

柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

整骨院・接骨院で施術を受けた場合、国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

健康保険は、治療を目的としたものであり、下記のように国民健康保険の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

保険が使える場合

外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫等
(いわゆる肉ばなれを含む)

(例)

日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、
足首をひねったりして、急に痛みがでたとき

※ 骨折、脱臼については医師の同意が必要です
(応急処置を除く)

保険が使えない場合

(例)

- ・単なる肩こりや筋肉疲労
- ・神経痛、リウマチ、ヘルニアなど慢性的な病気
- ・脳疾患の後遺症などの慢性病
- ・スポーツなどの肉体疲労からの回復目的
- ・労災保険が適用となる仕事中のケガ

治療内容について、保険者よりお尋ねすることがあります。

施術日や施術内容について、照会させていただく場合があります。
柔道整復師にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書等を保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるよう御協力をお願いいたします。

◎ご注意ください

保険が使えない場合、「国民健康保険が使える」と説明を受け整骨院・接骨院を受診されても、その治療費は、**全額自己負担する必要があります。**

その場合、後日整骨院・接骨院から請求されるか、もしくは保険者である「吉備中央町」から請求させていただくこととなります。

療養費の適正化にご協力ください

○ 負傷原因を正確に伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や負傷原因が労働災害に該当する場合は国民健康保険は使えません。
また、交通事故の場合は、保険者である「吉備中央町」へ必ず連絡してください。

○ 療養費支給申請書の負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、必ず自分で署名もしくは記名押印しましょう

○ 病院での治療との重複はできません

保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても保険等の対象になりません。
※施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。

○ 領収書は必ず受け取りましょう

領収書の無料発行が義務づけられています。

領収書は「医療費控除」を受ける際にも必要になりますので大切に保管してください。

みなさんやご家族の方が病気やケガのため被保険者証で診療や施術を受けた場合に、
保険者である「吉備中央町」から医療機関等に支払われる医療費は、みなさんが納めている
保険税等によってまかなわれています。

病院や整骨院・接骨院は、正しくかかりましょう。